

【 総務部 】

<p>件 名</p>	<p>井手町議会議員一般選挙及び京都府知事選挙に係る不正について</p>
<p>申立概要 【受理 26.8.12】</p>	<p>○ 平成26年4月執行の井手町議会議員一般選挙（以下「町議会議員選挙」という。）及び京都府知事選挙（以下「知事選挙」という。）において、不正行為が疑われるので、調査願いたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 妻が立会人として確認した時に、町議会議員選挙の投票用紙に同じ筆跡の束がたくさんあった。 ・ 町議会議員選挙及び知事選挙では、未使用の投票用紙の確認はされておらず、不法な使用をしているのではないか。 ・ 選挙当日に鍵が壊れている投票箱が使用されていた。
<p>確認事項</p>	<p>○ 町議会議員選挙の管理主体は、井手町選挙管理委員会（以下「町選挙管理委員会」という。）であるため、府民簡易監査の対象外。</p> <p>○ 知事選挙の管理主体は京都府選挙管理委員会（以下「府選挙管理委員会」という。）であり、投票用紙は府選挙管理委員会が作成し、前回の知事選挙においては、7,000枚（定時登録時点における選挙人名簿登録者数の千人未満を切り上げた数）が町選挙管理委員会へ配布されている。</p> <p>また、投票用紙の管理については、町選挙管理委員会において適切に行うことになっており、未使用の投票用紙は町選挙管理委員会が、任期中保管することとされている。</p> <p>○ 投票箱は、公職選挙法により厳密な管理が求められており、町選挙管理委員会において適切に管理を行うこととされている。</p> <p>○ 異議の申し出について、町議会議員選挙の選挙人が選挙の効力に不服がある場合には、当該選挙の日から14日以内に、また、当選の効力に不服がある場合は、当選人等を告示した日から14日以内に、町選挙管理委員会に対して異議の申し出を行うことができる。</p> <p>同様に、知事選挙の場合には、府選挙管理委員会に対して異議の申し出を行うことができる。</p>
<p>結 果 (意見・要望) 【通知.26.9.11】</p>	<p>○ 所管部局（総務部及び府選挙管理委員会）に対し、適正な選挙の執行管理について、これまで同様に、今後とも引き続き各市区町村選挙管理委員会への注意喚起等に努めるよう要望。</p>